

大阪広域環境施設組合庁舎管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪広域環境施設組合庁舎管理規則（平成27年規則第12号。以下「規則」という。）の規定に基づき、大阪広域環境施設組合庁舎（以下「庁舎」という。）の管理について必要な事項を定めることにより、庁舎の保全及び秩序の維持を図り、公務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

(庁舎管理職務代理者)

第2条 規則第4条第2項に定める庁舎管理者が指定する職員は、総務部長とする。

(庁舎の出入り)

第3条 規則第5条第2項に規定する「時間外・休日入庁簿」は、別紙様式第1号のとおりとする。

(許可を要する行為)

第4条 規則第6条第1項各号の許可基準は、次のとおりとする。

(1) 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為

ア 職員の福利厚生事業として職員が加入する団体等が行う物品等の販売の斡旋等は、許可するものとする。ただし、職務上支障のない範囲に限る。

イ 営利を目的とした不特定多数への物品の販売、行商、広告物の配布等は許可しないものとする。

ウ ア及びイの規定に係らず、火気等の使用又は騒音（放送・音響設備、拡声器等の使用を含む。）、異臭等が発生しうると庁舎管理者が判断するときは、許可しないものとする。

(2) 印刷物その他の文書又は図画の配布

特定の思想又は宗教の流布を目的とするもの及び政治活動を目的とするものは、許可しない。

(3) ポスター、はり紙、看板、旗、幕その他これらに類するものの表示又は掲出国及び他の地方公共団体並びに公共的団体が行う公共事業等の広報が目的である場合で、庁舎管理上支障がないときに限り許可するものとする。

(4) テントその他の施設又は工作物の設置

テント等の設置は、許可しないものとする。

(5) 集会の開催又は集団による立入り

ア 庁舎見学等の集団入庁は、業務上支障のない範囲で許可するものとする。

イ 庁舎の一定の場所を独占的に使用する場合は、原則として許可しないものとする。

(6) 閉庁後又は大阪広域環境施設組合の休日を定める条例（平成27年条例第1号）第1条第1項に規定する組合の休日における立入り

備品等の紛失防止、機密情報の漏えい防止、個人情報の保護等の観点から支障が

ないと庁舎管理者が認めたときに限り許可するものとする。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で庁舎管理者が定めるもの

構成市主催の行事等で市政上特に重要と認められるものについては、前各号に掲げる行為以外の行為についても、指定された場所及び期間内に限り、許可するものとする。

(規則の適用除外)

第5条 規則第7条及び第9条第1項第4号の規定は、庁舎については、適用しない。

附 則

この要綱は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

時間外・休日入庁簿

月日	所属	氏名	入庁時間	退庁時間	備考
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	
/			:	:	